

共楽荘施設入浴サービス

指定施設入浴サービス事業運営規程

《目的》

第一条 この規程は、社会福祉法人 阿部睦会（以下「法人」という）が設置運営する指定施設入浴サービス事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営をはかることを目的とする。

《基本方針》

第二条 利用者が可能な限りその居宅において、要介護状態になった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な施設入浴サービスを行うことによって、清潔で健康的な日常生活を営むことができるよう、利用者の身体衛生を保持し、心身機能の維持、外出の機会の提供、並びに家族の身体的負担の軽減を図る。

《運営方針》

第三条 本事業所において提供する施設入浴サービスは、横須賀市介護保険条例（平成12年条例第35号）の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
3. 利用者またはその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
4. 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止になるよう適切な介護技術をもってサービスを提供する。
5. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行い、常にその改善を図る。
6. 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った施設入浴サービスを提供する。

《事業所及び施設入浴名称》

第四条 本事業所及び施設入浴名称は次の通りとする。

事業所名：社会福祉法人 阿部睦会 共楽荘特養ホーム

施設入浴名称：施設入浴サービス（以下『事業所施設入浴』という）

《事業所所在地》

第五条 本事業所施設入浴の所在地は次の通りとする。

神奈川県横須賀市衣笠栄町4丁目14番地

第六条 本事業所施設入浴に勤務する管理者及び職員等の職種、人数及び職務内容は次の通りとする。

一、管理者 1名

管理者は職員等管理及び業務の管理を一元的に行う。

二、看護職員 1名

看護職員は、利用者・家族・介護職員から健康上の情報を収集し、健康チェック等を行う事により利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が適切にサービスを利用する為に必要な処置を行う。

三、介護職員 2名

介護職員は、施設入浴サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し必要な介助を行う。

2. 前項の施設入浴サービス従事者のうち少なくとも一名は常勤とする。

《営業日及び営業時間》

第七条 本事業所施設入浴の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 一、 営業日：月～土曜日（日曜及び祝祭日は休み。12月29日～1月3日まで休業）
- 二、 営業時間：午前8時30分～12時30分までとする。

《設備及び備品等》

第八条 本事業所施設入浴は、事業の運営を行う為に必要な広さを有する区画を設け、指定施設入浴サービスの提供に必要な特殊浴槽等の設備及び備品を備える。

《施設入浴サービス内容》

第九条 指定施設入浴サービスの内容は次の通りとする。

一、 健康状態の確認

予め利用者に主治医からの入浴許可に関する意見書を求め、サービス提供時に利用者及び家族から近況及び健康状態を確認し、必要な健康チェックを行う。

二、 入浴サービス

利用者の居宅から当事業所までの搬送をおこない、当事業所の浴室において入浴介助を実施する。その際必要な事項は次の通りである。

・ 送迎サービス

送迎用リフト付車両による送迎（車椅子使用・必要であればリクライニング車椅子）

・ 入浴形態

特殊浴槽による入浴

・ 介助の種類

ア. 衣類着脱

イ. 身体の清拭、洗身、洗髪

ウ. その他浴槽内のできる機能訓練及び必要な介助

三、 相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う

《施設入浴サービス利用料》

第十条 本事業所が提供する指定施設入浴サービスの利用料は、横須賀市介護保険条例の告示上の額とし、別表1に定める。

但し、次に掲げる項目については、別に利用者が用意負担する

一、 利用者に用意・提供していただくもの

ア. オムツ類、その他必要な着替え

二、 その他施設入浴サービス利用上必要なもの

2. 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せてその支払いに同意する旨の文章に署名・捺印を受

ける。

3. 利用料の支払いは、現金で受け取る。支払日は、利用月の翌月第一週の入浴日に集金する。(捺印もいただく。)
4. 利用予定日に休む場合は、前日までに連絡をする。ただし、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない事情の場合は、当日の朝8時30分までに連絡をする。

《通常事業実施地域》

第十一条 通常の事業の実施区域は次の通りとする。

送迎時間、利用者の送迎中の負担を考えて、衣笠地区・上町地区・中央地区・安浦地区とする。

《サービス利用にあたっての留意事項》

第十二条 利用者はサービスを利用するにあたって次の事柄に留意しなければならない。

- 一、 利用者及びその家族は、サービス利用にあたって当事業所職員に協力する。
- 二、 利用者及びその家族は、サービス利用時に利用者の体調等の変化や留意すべき事柄等があれば、事業所職員に申し出る。
- 三、 利用料及び利用者が負担すべき費用は遅滞なく支払う。

《サービス提供記録の記載》

第十三条 施設入浴サービスを提供した際には、その提供者及び内容、当該指定入浴サービスについて利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

《秘密保持》

第十四条 本事業所施設入浴の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、秘密保持を厳守する。

2. 職員であった者が、業務上知り得た利用者また家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる。

《苦情処理》

第十五条 提供した指定施設入浴サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

《損害賠償》

第十六条 天災・自然災害・その他不可抗力によって利用者が受けた損害、災難については施設は一切の責任を負いません。

2. 利用者に対する施設入浴サービスの実施に当たって利用者の生命・身体・財産に損を与えた場合には、その損害を賠償する。ただし、自らの責めに期すべき事由によらない場合には、この限りでない。

《衛生管理》

第十七条 施設入浴サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2. 職員等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

《緊急時における対応方法》

第十八条 施設入浴介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、

速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

《その他運営について重要事項》

第二十条 職員の質、サービスの質の向上を図るために、次の通り研修の機会を設ける。

一、採用時研修

二、その他研修 随時

2. 本事業所施設入浴の職員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められたときは、これを提示する。
3. 事業所は、この事業を行う為、必要な記録、帳簿類を整備する。
4. この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付則

・この運営規程は、平成16年9月1日から施行する

・平成22年2月 一部変更訂正。訂正箇所

通常実施地域で、近隣地域を衣笠地区・上町地区・中央地区・安浦地区に変更。

・平成26年4月1日 別表改定

・平成31年2月 一部変更訂正。訂正箇所

事業所及び施設入浴名称を分けて記載。

・令和元年10月1日 別表改定

・令和3年4月1日 別表改定

・令和6年9月18日 第一条 社会福祉法人 共楽荘→社会福祉法人阿部睦会に変更

別表 1

負担割合	施設入浴サービス 利用料	利用者負担額		横須賀市負担額	
1割	12,730 円/回	10%	1,273 円/回	90%	11,457 円/回
2割	12,730 円/回	20%	2,546 円/回	80%	10,184 円/回
3割	12,730 円/回	30%	3,819 円/回	70%	8,911 円/回